

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### トランプ政権と共和党指導部が発表した税制改革の統一案について

#### 【要旨】

- ◇ トランプ政権と共和党指導部は9月27日、税制改革の統一案を発表した。今回発表された統一案は、これまでトランプ政権と共和党が発表してきた内容と概ね同様であった。
- ◇ 法人税については、税率の大幅引き下げに加えて、「投資支出の即時の全額控除」や「海外子会社利益の非課税への変更」等が盛り込まれた。所得税については、税率適用区分が7段階から3段階へ変更され、税制が大幅に簡素化される。
- ◇ この様な税制改革による財政への影響について、上院予算委員会に所属する共和党議員は9月19日、向こう10年間に1.5兆ドルの歳入減を許容することで合意している。米国の「厳しい財政状況」や「良好な経済環境」を踏まえると、歳入減を許容し過ぎる印象だが、今回発表された統一案による歳入減を1.5兆ドル以内に抑えるだけでも容易ではないだろう。例えば、タックス・ポリシー・センターは、統一案が向こう10年間で歳入を2.4兆ドル程度減少させると試算。歳入減を1.5兆ドル以内に抑えるために、議会は統一案の大幅な変更を余儀なくされる可能性もある。
- ◇ 税制改革の実現に向け、①「政権と共和党の統一案が発表されたこと」、②「税制改革で許容する歳入減について、共和党指導部内でコンセンサスが形成されつつあること」等は明るい材料である。但し、党派対立が激しく、共和党内も一枚岩ではない現在の議会において、抜本的な税制改革を実際に可決できるかどうかは、引き続き慎重にみておく必要があるだろう。
- ◇ トランプ大統領は税制改革について、民主党からの支持も得て成立させたい意向であり、超党派の姿勢を打ち出しつつある。トランプ大統領のコアな支持者層を考えれば、最終的には「富裕層への増税」等を盛り込むことで、民主党の一部と妥協する展開等も排除はできないだろう。

## トランプ政権と共和党指導部は、税制改革の統一案を発表

トランプ政権と共和党指導部は9月27日、税制改革の統一案を発表した（第1表）。所得税と法人税の税制改革は、トランプ政権と共和党の当面の最優先政策課題となっている。

今回発表された統一案は、これまでトランプ政権と共和党が発表してきた内容と概ね同様であったが、以下で改めて詳細を確認していきたい。

第1表：税制改革案の比較

	法人税					所得税			
	現状	下院 共和党案	トランプ 政権案 (4月26日)	政権・共和 党統一案 (9月27日)		現状	下院 共和党案	トランプ 政権案 (4月26日)	政権・共和 党統一案 (9月27日)
連邦最高税率	35%	20%	15%	20%	税率適用区分	7段階	3段階	3段階	3段階
国際課税主義	居住地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	税率	10%～39.6%	12%、25% 、33%	10%、25% 、35%	12%、25% 、35%
国境税調整	不要	導入	不要	不要	基礎控除	—	2倍に	2倍に	2倍に
海外子 会社利 益への 課税	過去分	米国環流時 に35%課税	8.75%（現金・ 現金同等物）	1回限りの 課税	1回限りの 課税	代替ミニマム税	有り	廃止	廃止
	将来分		非課税	非課税	非課税				
投資費用の 取り扱い	減価償却分 を控除	即時の全額 償却が可能	—	即時の全額 償却が可能 （少なくとも5年間）					
利払い費の 取り扱い	控除可	控除不可	—	控除を部分的 に制限					

（資料）各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### 1. 法人税（税率・優遇措置等）

#### （1）改革案の概要

統一案では、法人税の最高税率は現在の35%から20%へ引き下げられ、同時に課税所得区分が廃止される<sup>（注1）</sup>。20%は、以前に議論されていた下院共和党案<sup>（注2）</sup>と同じ水準で、トランプ大統領が従来主張していた15%への引き下げは見送られた。

税率が引き下げられるなかで税制優遇措置の多くは廃止されるが、「研究開発（R&D）」と「低所得層向け住宅」については保持。その他のクレジット（税金からの直接的な控除）も、財源が許す範囲で保持される可能性がある。「利払い費（ネット）」は、控除が部分的に制限される。なお、企業の代替ミニマム税（AMT）は廃止される<sup>（注3）</sup>。

パススルー事業体等への税率は、25%が上限となり引き下げられる。但し、富裕層による所得税の最高税率を回避するための利用は、阻止されるようだ。

（注1）現在の連邦法人税率は課税所得に応じて15～35%。これに州・地方の法人税が加わる。例えばカリフォルニア州において最高税率35%が適用される場合、州法人税率は2016年に8.84%であり連邦・州を合わせた法人実効税率は40.75%となる（連邦法人税：31.91%、州法人税：8.84%）。連邦法人税の実効税率は、州税が控除されるため $35\% \times (100 - 8.84) \div 100 = 31.906\%$ と計算される。

（注2）本稿での下院共和党案とは、下院共和党歳入委員会が昨年6月に『青写真（Blueprint）』と題して発表した改

草案のこと。

(注3) 現在は通常の法人税と代替ミニマム税を計算して多い方の金額を支払っている。

## (2) 改革の効果、経済的影響

米国の法人税最高税率は主要先進国のなかで最も高く、大幅な税率引き下げは「米国企業の競争力向上」や「企業立地の促進」に繋がり得る<sup>(注4)</sup>。また、各種の税控除や優遇措置の廃止によって、中長期的にみた資源配分の歪みの改善も期待されている。

(注4) ホワイトハウスは、税制改革に関する今回のリリースにおいて「現在の米国の法人税率は OECD 加盟国 35 カ国の中で最も高い。地方税を合わせた実効税率でも、OECD 加盟国平均（米国を除く）の 24% に対して米国は 40% 近い」と述べている。

## 2. 法人税（投資費用の取り扱い）

### (1) 改革案の概要

統一案では、投資費用について、償却スケジュールに沿った時間をかけた課税所得からの控除では無く、少なくとも 5 年間は即時の償却（費用化）が可能となる。対象は、構造物以外の減価償却できる資産であり<sup>(注5)</sup>、2017 年 9 月 27 日以降に作られた資産には訴求適用される。下院共和党案に比べると、全額償却できる資産の範囲が狭くなり、期間も制限された<sup>(注6)</sup>。

(注5) 構造物への投資費用の扱いは不明。

(注6) 下院共和党案における対象は、設備・建物等の有形資産と知的財産等の無形資産の双方であった（土地は対象外）。トランプ大統領の以前の主張における対象は、米国内の製造業の設備投資であった。

### (2) 改革の効果、経済的影響

投資費用の取り扱いを変更することで、下院共和党案であれば、生産性向上等の中長期に亘る効果が期待されていた。今回の統一案では、全額償却できる期間が制限されていること等から、期待される効果は「短期的な設備投資の押し上げ」が中心となりそうだ<sup>(注7)</sup>。

(注7) 下院共和党案で、下院歳入委員会が期待していた効果は、①「操作が容易な利益ベースでは無くキャッシュフローベースの課税にシフトすることで、想定する税収を確保」、②「投資・調達の意味決定に関わる税の影響を排除」、③「より効率的な投資を促し、生産性を向上」、④「利払いの税控除が可能なことから生じている経済合理性を超えた借入偏重の是正（株式と借入の構成比率の適正化）」等であった。

## 3. 法人税（海外子会社利益への課税）

### (1) 改革案の概要

米国は世界的に珍しく、海外で課税後の利益について還流時に米国税率との差分を課税する仕組みをとっている（全世界課税方式）。但し、還流時まで課税を先送りできるため海外に滞留している利益が多く、問題になっている。ホワイトハウスによれば、海外滞留利益は

2.8兆ドルに達する<sup>(注8)</sup>。

統一案によれば、今後は他国と同様の所謂「テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）」へ移行し、海外利益は非課税となる。移行に際し、現在海外に滞留している利益については、一度限り低税率で課税される。税率は未定だが、非流動資産は、現金・現金同等物よりも低い税率になる。税金は、向こう数年間に亘って分割支払いが可能である<sup>(注9)</sup>。また、企業によるタックスヘイブンへの利益シフトを防止する措置も盛り込まれることになった。

なお、下院共和党案に盛り込まれていた「国境での課税調整」は、7月27日のトランプ政権と共和党指導部による共同声明で既に明らかにされていた通り、導入が見送られている<sup>(注10)</sup>。

(注8) Audit Analytics のデータ。その他の推計として、合同税制委員会によれば、米国企業の海外に滞留している利益は2015年時点で2.6兆ドル程度。海外に利益を滞留させている企業は、IT・ヘルスケア関連が多い。

(注9) 下院共和党案は、現金・現金同等物であれば8.75%、それ以外であれば3.5%の税率で課税し、この税金は、向こう8年間に亘って分割支払いを可能とするものであった。トランプ大統領の以前の案は、現在海外に滞留している利益について一度限り10%の特別税率を適用して課税するもの。

(注10) 下院共和党案では「国境での課税調整」と呼ばれる手法が盛り込まれていた。「国境での課税調整」が導入された場合には、法人税は基本的に生産された場所ではなく販売した場所（消費された場所）に基づいて課税されることになり（仕向け地主義）、輸出は課税所得に含める必要がなくなる（免税される）一方、輸入は課税所得から控除することができなくなった。なお、タックス・ポリシー・センターの試算によれば、「国境での課税調整」は10年間で1.2兆ドルの歳入増をもたらす予定だった。

## (2) 改革の効果、経済的影響

この様な海外子会社利益への課税変更で、海外に滞留している資金の米国への相応の還流が予想される<sup>(注11)</sup>。資金還流のプラス面として、政府の歳入増加が挙げられる。また、課税後の還流資金で設備投資等が行われれば景気の押し上げに繋がる。

一方、資金還流のマイナス面として、ドル高のリスクを指摘できる。海外滞留資金の通貨別の内訳は不明でありドル建ての資金も多いとは思われるが、実際のドル需要に関わらず、金融市場の思惑でドル高が進む可能性も否定はできない。

(注11) 資金還流の前例として、ブッシュ政権時の「2004年本国投資法」がある（2005年実施）。この時は還流させた利益の85%が控除可能となり、5.25%課税された（課税所得15%×税率35%）。還流は義務では無く選択性で、内国歳入庁（IRS）の2008年のレポートでは3,600億ドル以上が還流したとされている。

## 4. 所得税

所得税について、統一案では、税率適用区分が現在の7段階（10%～39.6%）から3段階（12%、25%、35%）へ変更され、法人税と同様に税制が大幅に簡素化される<sup>(注12)</sup>。下院共和党案に比べると、最高税率が2%ポイント高くなっている（33%→35%）。なお、各税率が適用される所得水準は未定であるほか、所得税収に占める富裕層のシェアが現在よりも低下しないようにするため、即ち現在の累進性は維持するために、更に高い税率区分が一つ

追加される可能性がある。

法人税と同様に、代替ミニマム税（AMT）は廃止。基礎控除は、現行から略 2 倍へ拡大される<sup>(注 13)</sup>。また、子供を持つ世帯の税額控除が大幅に拡大されるほか、（子供以外の）介護が必要な扶養家族を抱える世帯向けに 500 ドルの税額控除が創設される。項目別控除については、富裕層が主に利用しているものを中心に多くが廃止されるが、「住宅ローン利子」、「慈善寄付」、「勤労」、「高等教育」、「退職貯蓄（retirement security）」に関わる税制のインセンティブは保持される<sup>(注 14)</sup>。なお、配当・キャピタルゲイン課税については特段の言及が無かった。

（注 12）税制の簡素化が必要な背景について、ホワイトハウスによれば、納税者は税申告のために毎年 60 億時間費消。税申告のために、94%の国民と 90%以上の小企業は誰かに支払いを実施。複雑な税制に従うための経済コストは、毎年 2,620 億ドル。

（注 13）基礎控除額は、具体的には、単身者（子供無し）で現在の 6,350 ドルから 12,000 ドルへ拡大され、夫婦合算で現在の 12,700 ドルから 24,000 ドルへ拡大される。

（注 14）保持される予定のこれら項目別控除は、現行と全く同じインセンティブが保持されるのか、インセンティブの度合いが縮小されるのかは不明。

## 5. 税制改革の財政への影響

この様な税制改革による財政への影響について、上院予算委員会に所属する共和党議員は 9 月 19 日、向こう 10 年間に 1.5 兆ドルの歳入減を許容することで合意し<sup>(注 15)</sup>、9 月 29 日に上院予算委員会が発表した 2018 会計年度予算決議案（budget resolution）にその点が盛り込まれた<sup>(注 16)</sup>。予算決議案は両院で可決する必要があるが、下院が提出している予算決議案は上院と内容が異なるため、両院での今後の協議等を注視していくことになる<sup>(注 17)</sup>。

“1.5 兆ドル”は、米国の名目 GDP（2016 年）比 8%程度で、公的債務残高（2016 年）の 11%程度に相当する。米国の「厳しい財政状況」や「良好な経済環境」を踏まえると、歳入減を許容し過ぎる印象だが、今回発表された統一案による歳入減を 1.5 兆ドル以内に抑えるだけでも容易ではないだろう。

例えば、タックス・ポリシー・センターは、統一案が向こう 10 年間で歳入を 2.4 兆ドル程度減少させると試算（第 2 表）<sup>(注 18)</sup>。歳入減を 1.5 兆ドル以内に抑えるために、議会は統一案の大幅な変更を余儀なくされる可能性もある。

（注 15）報道によれば「1.5 兆ドルの歳入減」を許容する合意は、上院予算委員会所属の共和党議員のうち、財政タカ派として知られるボブ・コーカー上院議員（テネシー州選出）とパット・トゥーミー上院議員（ペンシルバニア州選出）との間での妥協で生まれた。当初、コーカー上院議員が「歳入中立（revenue-neutral）」の税制改革を主張する一方、トゥーミー上院議員が「向こう 10 年間で 3 兆ドルの歳入減」を主張していたとのこと。コーカー議員は妥協した後に、「自身の財政への懸念が無くなったわけではない。最終的な税制改革パッケージが大きな経済成長をもたらし、それによる歳入増で財政を悪化させない（乃至改善させる）ことが支持の条件だ」と述べている。即ち、コーカー議員は所謂『ダイナミック・スコアリング』に基づく試算では、財政が悪化しないことを求めていることになる。なお、コーカー議員は 9 月 26 日、来年の選挙に出馬せず再選を目指さないことを表明し

た。

(注 16) 予算決議案では「調整 (reconciliation)」という措置に税制改革を盛り込んでいるため、予算決議案が可決されれば、税制改革法案は上院 (定数 100) において通常の 60 票ではなく過半数の 50 票での可決が可能となる。なお、上院の予算決議案は、上院予算委員会と下院歳入委員会に対して、11 月 13 日を目処とした税制改革法案の作成を指示している。

(注 17) 下院予算委員会は 7 月に予算決議案を承認しているが、下院本会議での採決は行われていない。下院が提出している予算決議案では、「財政赤字を拡大させない形 (deficit-neutral)」での税制改革を求めている。即ち、減税による歳入減は、その他の歳出減で埋め合わせることを求めている。

(注 18) 今回発表された統一案は詳細が不明な点も多く、財政への影響を現時点で分析するためには様々な仮定が必要となる。

第2表:税制改革統一案の歳入への影響  
(2018年~2027年の10年間)

	億ドル
<b>所得税改革</b>	<b>4,710</b>
代替ミニマム税の廃止	-4,395
所得税率の12%、25%、35%への変更	-11,696
基礎控除の拡大	-8,304
子供や扶養家族の税額控除拡大	-2,710
人的控除の廃止	15,811
州地方税控除の廃止	13,000
その他の項目別控除の廃止	1,755
連鎖式CPIを用いた調整	1,250
<b>法人税改革</b>	<b>-26,476</b>
パススルー事業体の最高税率の25%への変更	-7,696
法人税率の20%への引き下げ	-19,894
投資費用の即時の全額控除を可能に	-1,919
テリトリアルシステムへの移行	-896
現在の海外利益に対する一度の課税	1,609
その他の特別措置の廃止	2,321
<b>その他 (相続税の廃止等)</b>	<b>-2,389</b>
<b>計</b>	<b>-24,155</b>

(資料)タックス・ポリシー・センター資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 6. 税制改革の今後の見通し

税制改革の実現に向け、①「政権と共和党の統一案が発表されたこと」、②「税制改革で許容する歳入減について、共和党指導部内でコンセンサスが形成されつつあること」等は明るい材料である。但し、党派対立が激しく、共和党内も一枚岩ではない現在の議会において、抜本的な税制改革を実際に可決できるかどうかは、引き続き慎重にみておく必要があるだろう。

トランプ大統領は税制改革について、民主党からの支持も得て成立させたい意向であり、超党派の姿勢を打ち出しつつある。例えば、税制改革に関する 9 月 27 日のインディアナポリスでの演説に、同州選出のジョー・ドネリー上院議員 (民主党) を同行させたほか、当該演説では、税制改革は歴史的には党派を超えた課題だったとし、共和党レーガン政権下での減税とともに、民主党ケネディ政権下での減税も讃えている<sup>(注 19)</sup>。

トランプ大統領は、税制改革で“中間層の奇跡”をもたらすと述べている。トランプ大統領のコアな支持者層を考えれば、最終的には「富裕層への増税」等を盛り込むことで、民主党の一部と妥協する展開も排除はできないだろう。

(注 19) レーガン政権での減税法案は、野党の民主党が下院の過半数を占めているなかで、超党派で可決された。

(2017年9月29日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.